

議案第41号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月28日 提出

石岡市長 谷島洋司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、石岡市都市計画税条例の一部を改正したため。

改正要綱

- 1 都市計画税の土地に係る負担調整措置及び課税標準の特例措置を講じたこと。
- 2 条例中の引用条項の改正に伴う所要の改正をしたこと。



石岡市告示第320号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

令和4年3月31日

石岡市長 谷 島 洋 司

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

(令和4年3月31日石岡市条例第14号)

石岡市都市計画税条例(平成17年石岡市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第6項(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第7項(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第18項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第9項及び第11項」を「附則第10項及び第12項」に、「附則第9項及び第12項」を「附則第10項及び第13項」に、「第12項及び第13項」を「第11項、第13項及び第14項」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第14項の「農地」を「附則第15項の「農地」に、「附則第14項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第13項

とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

8 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の石岡市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。